

復興大臣からの指示事項（要旨）

平成29年7月21日

復興庁

福島県のみならず被災地における農林水産業や観光業などの産業・生業（なりわい）の再生の大前提となる風評払拭に向けて、福島復興再生特別措置法の改正趣旨も踏まえ、国が前面に立ち、政府一体となって全力で取り組む。

1. 風評払拭のためのリスクコミュニケーション戦略の策定等

- （１）放射線に関する国民の理解の増進に対する関係省庁の連携した取組を抜本的に強化するため、本タスクフォースにプロジェクトチームを設け、風評払拭のためのリスクコミュニケーション等の戦略を年内に取りまとめること。
- （２）農林水産物の安全性、放射線影響に関する正しい知識等について、国内外へ正確かつ効果的に情報発信すること。さらに、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを継続すること。

2. 風評被害の実態調査を踏まえた対策の実施

福島県産農林水産物の販売不振の実態を明らかにし、国、福島県、農業関係団体が一体となって、購入促進につながる具体的な施策を実施すること。

3. 被災地産品の利用促進、観光誘客の促進

- （１）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、第三者認証GAP取得支援等、被災地の食材や資材の利用拡大の取組を推進すること。
- （２）「各大臣が復興大臣」の精神で、各省庁が創意工夫を行い、率先して被災地産品の美味しさ、魅力を発信し、被災地産品の利用促進を図ること。
- （３）東北の魅力発信の強化、福島への教育旅行回復への対策など、被災地への観光誘客の一層の促進に努めること。